

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京製綱株式会社		コード	5981
提出日	2023/6/14	異動（予定）日	2023/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	樋口 靖	社外取締役	○												△						有	
2	上山 丈夫	社外取締役	○												△							有
3	葛岡 利明	社外取締役	○												△							有
4	名取 勝也	社外取締役	○																○			有
5	狩野 麻里	社外取締役	○								△											有
6	山本 千鶴子	社外取締役	○																○			有
7	小澤 陽一	社外監査役	○																○	新任		有
8	井野 誠一郎	社外監査役	○									△									新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2018年3月まで、当社取引先の一つである株式会社熊谷組の業務執行者でした。	樋口靖氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、株式会社熊谷組取締役社長として同社の収益改善を実現した経験に基づき、当社グループの経営に関して幅広く的確な助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、CEOサクセッションプランの策定に参画する等当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	2012年3月まで、当社取引先の一つである伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社に在籍しておりました。	上山丈夫氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、総合商社鋼材部門で培った知見や、株式会社三陽商会代表取締役としての企業経営の経験に基づいて、当社グループの経営に関して、客観的かつ的確な指摘や助言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、CEOサクセッションプランの策定に参画する等、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	2018年5月まで、当社取引先の一つである株式会社日立製作所に在籍しておりました。	葛岡利明氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、株式会社日立製作所の法務担当執行役として同社グループのコンプライアンス体制強化の責任者を務めた経験および知見に基づいて、実務的視点も踏まえた的確な指摘や助言を行っております。また、ガバナンス改善委員会委員として、上場企業および製造業として備えるべきガバナンス体制の構築に向け積極的に意見を述べる等、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		名取勝也氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、弁護士としての知見と、企業における法務部門担当役員としての経験に基づき、コンプライアンスや海外事業のリスク管理等を中心に、有益な指摘と助言を行っております。また、ガバナンス改善委員会委員として、上場企業および製造業として備えるべきガバナンス体制の構築に向け積極的に意見を述べる等、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
5	2014年9月まで、当社取引銀行の一つである株式会社三菱UFJ銀行に在籍しておりました。	狩野麻里氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、金融機関の海外支店長職を含む豊富な海外実務経験や、大学でのグローバル人材育成業務の知見に基づき、当社グループの海外事業リスク管理や人材育成等を中心に、幅広く問題提起や助言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、CEOサクセッションプランの策定に参画する等、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役候補者として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
6		山本千鶴子氏は、当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、公認会計士として培った豊富な経験と高い知見を基に、当社グループの事業戦略および財務・会計を中心に、実務的視点も踏まえた的確な指摘と有益な助言を行っております。また、ガバナンス改善委員会委員として、上場企業および製造業として備えるべきガバナンス体制の構築に向け積極的に意見を述べる等、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、社外取締役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
7		小澤陽一氏は、公認会計士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、会計・財務に関する専門的知識および豊富な経験を有しており、独立した立場からの適切な監査ができるものと判断し、社外監査役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
8	2009年9月まで、当社取引銀行の一つである株式会社みずほコーポレート銀行（元株式会社みずほ銀行）に在籍しておりました。	井野誠一郎氏は、金融機関での業務経験から財務および会計に関する高度な知見を有し、会社経営者としての経験も豊富であることから、当社の監査体制の強化に資することができるものと判断し、社外監査役として選任いたしております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定めるいわゆる「独立性基準」および当社が2015年11月25日に制定した「東京製綱社外役員独立性基準」に照らしても一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社として「東京製綱社外役員独立性基準」を定めており、いずれの基準にも該当していない事を確認の上、独立性を判断しております。「東京製綱社外役員独立性基準」につきましては、下記の当社Webサイトで公開しております。
<https://www.tokyorope.co.jp/sustainability/governance.html>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。